

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	電子マネー決済を活用した電子マネー納付の導入に伴う納付サービス提供事業者との外部結合等について
----	-------------------------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

- ◇第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）
- ◇第17条第1項第4号（外部電子計算機との結合）

【報告】

- ◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：総務部税務課、健康部医療保険年金課、福祉部介護保険課）

事業の概要

事業名	電子マネー決済を活用した電子マネー納付の導入について						
担当課	税務課、医療保険年金課、介護保険課						
目的	特別区民税・都民税（普通徴収）、軽自動車税（種別割）、国民健康保険料及び介護保険料（以下、「税・保険料」という）の納付手段として、電子マネーでの納付方法を新たに導入することで、区民の納付機会の拡充と利便性の向上を図る。						
対象者	納付義務者						
事業内容	<p>1. 概要</p> <p>区では、現在、普通徴収する税・保険料の収納チャンネルとして、各課及び特別出張所窓口での収納、金融機関窓口での収納、口座振替による収納、コンビニエンスストアでの収納のほか、キャッシュレス決済によるモバイルレジを活用した納付及びPay-easy（ペイジー）納付（介護保険料を除く）に対応しているが、新たに電子マネーでの納付を追加することで、区民の納付機会の拡充を図る。（電子マネー納付以外の納付については、平成17年度第2回、同年度第4回及び平成30年度第8回本審議会にて承認・了承済）</p> <p>本件は、令和4年度から電子マネー納付を導入するにあたり、区のシステム改修を令和3年11月から開始するため、本審議会に以下の内容を付議する。</p> <p>2. 本審議会への付議内容</p> <p>(1) 電子マネー納付の導入に伴う納付サービス提供事業者との外部結合</p> <p>(2) 電子マネー納付の導入に伴う収納データ作成等業務委託</p> <p>(3) 電子マネー納付の導入に伴う税務ホストシステム、国保標準システムの改修について</p> <p>3. 電子マネー決済による納付見込件数（年間）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">(1) 特別区民税・都民税（普通徴収）、軽自動車税（種別割）</td> <td style="text-align: right;">約5,000件</td> </tr> <tr> <td>(2) 国民健康保険料</td> <td style="text-align: right;">約5,000件</td> </tr> <tr> <td>(3) 介護保険料</td> <td style="text-align: right;">約2,000件</td> </tr> </table> <p>※個人情報の流れは、資料20-1のとおり</p>	(1) 特別区民税・都民税（普通徴収）、軽自動車税（種別割）	約5,000件	(2) 国民健康保険料	約5,000件	(3) 介護保険料	約2,000件
(1) 特別区民税・都民税（普通徴収）、軽自動車税（種別割）	約5,000件						
(2) 国民健康保険料	約5,000件						
(3) 介護保険料	約2,000件						

件名 電子マネー決済を活用した電子マネー納付の導入に伴う納付サービス 提供事業者との外部結合について

保有課 (担当課)	税務課、医療保険年金課、介護保険課
登録業務の名称	<ol style="list-style-type: none"> 1 税務課 特別区民税・都民税（普通徴収）及び軽自動車税（種別割） 2 医療保険年金課 国民健康保険料 3 介護保険課 介護保険料
結合される情報項目（だれの、どのような項目か）	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人の範囲 納付義務者 2 情報項目 【3課共通】 レコード区分、ファイル作成日、代行会社コード、収納機関コード、利用区分、データ識別コード、収納日付、収納時間、バーコード情報（識別コード、メーカーコード、年度、納付書番号、再発行区分、支払い期限日、印紙フラグ、支払い金額）、収納店舗コード、支払い予定日、経理処理日、小売業企業コード、速報件数合計、速報金額合計、確報件数合計、確報金額合計、速報取消件数合計、速報取消金額合計、レコード総件数
結合の相手方	納付サービス提供事業者
結合する理由	電子マネー事業者が受付し、データ連携事業者が作成する収納データは、納付サービス提供事業者を経由し、区と外部結合する専用回線により区に送られる仕組みとなっており、区が電子マネー納付の収納データを把握し、管理するためには納付サービス提供事業者との外部結合が必要となる。なお、納付サービス提供事業者との結合は、コンビニ収納やモバイルレジを活用した納付の収納データを連携するために結合している既存のL GWAN回線を使用し、電子マネー納付専用の新たな専用回線による結合は行わない。
結合の形態	L GWAN専用回線を使用した専用端末によるデータ受信
結合の開始時期と期間	<p>税務課及び介護保険課 令和4年4月から開始し、次年度以降も同様の外部結合を行う。</p> <p>医療保険年金課 令和4年6月（当初算定）から開始し、次年度以降も同様の外部結合を行う。</p>
情報保護対策	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本件外部結合に当たっては、「新宿区個人情報保護条例」及び「新宿区情報セキュリティポリシー」に基づき、個人情報保護措置を講ずる。 2 情報を取り扱う区職員及び事業者の従事者には、個人情報の保護及び管理、情報セキュリティを十分認識するよう定期的に指導する。 3 必要に応じ、区職員が納付サービス提供事業者への立入調査を行う。

【システム上の対策】

- 1 接続するネットワークは専用回線とし、通信する事業者を限定する。
- 2 区が受信する情報は、暗号化により事業者以外は解読不能とする。
- 3 ファイアウォール及びウイルス対策ソフトにより、外部からの侵入やウイルス感染を防止する。
- 4 標的型攻撃対策ソフト等により、不正な通信を検知・分析・遮断し、外部への情報漏えいを未然に防止する。
- 5 ネットワーク機器等を制御し、通信できるシステムを限定する。
- 6 情報を取り扱う端末については、電子証明書及びユーザID・パスワード等の確認措置をとり、指定したパソコン以外の利用や担当職員以外の利用はできないものとする。
- 7 情報へのアクセス制御を実施し、区職員及び事業者の従事者が利用できる情報を限定する。
- 8 ログや操作履歴管理ソフトにより、情報へのアクセス状況を記録する。
- 9 利用する端末には、USBメモリ等の外部記録媒体を接続できないように設定するなど、情報を容易に外部へ持ち出せないようにする。

◇電子計算機による個人情報の処理委託、個人情報の収集を伴う委託、
(第14条第1項)・・・報告事項

件名 電子マネー決済を活用した電子マネー納付の導入に伴う収納データ作成等業務の委託について

保有課 (担当課)	税務課、医療保険年金課、介護保険課
登録業務の名称	<ol style="list-style-type: none"> 1 税務課 特別区民税・都民税 (普通徴収) 及び軽自動車税 (種別割) 2 医療保険年金課 国民健康保険料 3 介護保険課 介護保険料
委託先	<ol style="list-style-type: none"> 1 電子マネー事業者 電子マネー決済アプリの運営事業者 2 データ連携事業者 収納データの作成・連携業務の実施事業者 3 納付サービス提供事業者 L GWAN-ASPサービスの認定事業者
委託に伴い事業者処理させる情報項目 (だれの、どのような項目か)	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人の範囲 納付義務者 2 情報項目 【3課共通】 レコード区分、ファイル作成日、代行会社コード、収納機関コード、利用区分、データ識別コード、<u>収納日付、収納時間、バーコード情報 (識別コード、メーカーコード、年度、納付書番号、再発行区分、支払い期限日、印紙フラグ、支払い金額)</u>、<u>収納店舗コード</u>、<u>支払い予定日</u>、<u>経理処理日</u>、<u>小売業企業コード</u>、<u>速報件数合計</u>、<u>速報金額合計</u>、<u>確報件数合計</u>、<u>確報金額合計</u>、<u>速報取消件数合計</u>、<u>速報取消金額合計</u>、レコード総件数 <p>※電子マネー事業者は下線の情報項目のみ取り扱う</p>
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体 (委託先のサーバ)
委託理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 電子マネー事業者 事業者が運営する電子マネー決済アプリを利用した納付があった場合の受付及び納付情報のデータ連携事業者への送信を委託することが必要となる。 2 データ連携事業者 電子マネー事業者が受付した収納データの作成及び納付サービス提供事業者への送信を委託することが必要となる 3 納付サービス提供事業者 電子マネー事業者が受付し、データ連携事業者が作成する収納データは、納付サービス提供事業者が有する収納センターを経由し、区と外部結合する専用回線により区に送られる仕組みとなっている。このため、

	<p>区が電子マネー決済を活用した電子マネー納付の収納を行うには、納付サービス提供事業者から収納データの集約、区への送信、及び収納データの管理業務を委託することが必要となる。</p> <p>なお、本業務の委託においては、区（甲）、納付サービス提供事業者（乙）、データ連携事業者（丙）及び電子マネー事業者（丁）の四者契約を締結する。</p> <p>丁は電子マネー決済アプリにより受付した納付の情報を丙に送信し、収納金を丙指定の口座に送金する。丙は丁から受信した納付情報により収納データを作成して乙に送信し、収納金を乙指定の口座に送金する。乙は丙から受信した収納データを取りまとめ甲に送信し、収納金を甲指定の口座に送金する。甲との関わり方において、乙、丙及び丁は業務上同程度に関係し、いずれに対しても個人情報保護対策を実施させる必要があるため、四者契約とする。</p>
委託の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 電子マネー事業者 電子マネー決済アプリによる納付の受付、データの管理、データ連携事業者への納付情報の送信及び収納金データの送金業務 2 データ連携事業者 電子マネー事業者が受付した収納データの作成（納付サービス提供事業者が指定するレイアウトに変更）、納付サービス提供事業者への送信及び収納金データの送金業務 3 納付サービス提供事業者 電子マネー納付に係るデータ連携事業者からの収納データの受信、収納データの集約、区への収納データ送信及び収納金データの送金業務
委託の開始時期及び期限	<p>令和4年4月1日から令和5年3月31日まで (次年度以降も、同様の業務委託を行う。)</p>
委託にあたり区が行う情報保護対策	<p>区は、電子マネー事業者、データ連携事業者及び納付サービス提供事業者の三者に対して以下の情報保護対策を行う。</p> <p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約にあたり、別紙「特記事項（別紙）」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を付す。 2 必要に応じて、区職員が立入り調査を行い、個人情報の管理及び保管状況の確認を行う。 3 <u>各社の規約を確認し、本業務に関連しないものについては、電子マネー納付を行う場合は、各社の利用規約を確認し、同意のうえ手続きを行うよう区のHP等で周知する。（情報セキュリティアドバイザーからの助言）</u> <p>区は、納付サービス提供事業者に対して以下の情報保護対策を行う。</p> <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 接続するネットワークは専用回線とし、通信する相手を限定する。 2 収納データを受信できる端末を限定する。 3 使用する端末へのログイン及び収納データの受信時は、ユーザID及びパスワードによる認証及びアクセス権限の確認を行う。 4 専用端末に一時保存したデータは、システム登録後削除する。
受託事業者に行わせる情報保護対策	<p>区は、電子マネー事業者、データ連携事業者及び納付サービス提供事業者の三者に次に掲げる情報保護対策を行わせる。</p> <p>【運用上の対策】</p>

- 1 新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例を遵守させる。
- 2 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。
- 3 取り扱った個人情報は、定められた期日に消去させ、区に報告させる。

【システム上の対策】

- 1 区又は納付サービス提供事業者もしくはデータ連携事業者と接続するネットワークは専用回線とし、通信する相手を限定させる。
- 2 送信する情報は、暗号化により特定相手以外は解読不能とさせる。
- 3 ファイアウォール及びウイルス対策ソフトにより、外部からの侵入やウイルス感染を防止させる。
- 4 標的型攻撃対策ソフト等により、不正な通信を検知・分析・遮断し、外部への情報漏えいを未然に防止させる。
- 5 ネットワーク機器等を制御し、通信できるシステムを限定させる。
- 6 情報を取り扱う端末については、電子証明書及びユーザID・パスワード等の確認措置をとり、指定したパソコン以外の利用や担当職員以外の利用はできないものとさせる。
- 7 情報へのアクセス制御を実施し、職員が利用できる情報を限定させる。
- 8 ログや操作履歴管理ソフトにより、情報へのアクセス状況を記録させる。
- 9 利用する端末には、USBメモリ等の外部記録媒体を接続できないように設定するなど、情報を容易に外部へ持ち出せないようにさせる。
- 10 情報を取り扱う職員には、個人情報の保護及び管理、情報セキュリティを十分認識するよう定期的に指導させる。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

11 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査等)

15 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入り調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

件名 電子マネー決済を活用した電子マネー納付の導入に伴う税務ホストシステムの改修について

保有課 (担当課)	税務課
登録業務の名称	特別区民税・都民税 (普通徴収) 及び軽自動車税 (種別割) (以下、「特別区民税・都民税等」という)
記録される情報項目 (だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<p>1 個人の範囲 特別区民税・都民税等の納付義務者</p> <p>2 記録項目 レコード区分、ファイル作成日、代行会社コード、収納機関コード、利用区分、データ識別コード、収納日付、収納時間、バーコード情報 (国コード、区自由使用欄 (処理区分、課税年度、相当年度、通知書番号、期別、延滞金) 再発行区分、支払い期限日、印紙フラグ、支払い金額)、<u>収納店舗コード</u>、支払い予定日、経理処理日、<u>小売業企業コード</u>、速報件数合計、速報金額合計、確報件数合計、確報金額合計、速報取消件数合計、速報取消金額合計、レコード総件数</p> <p>※太字ゴシック (下線) が、電子マネー納付の導入により追加される情報項目</p> <p>3 記録するコンピュータ 税務ホストシステム</p>
新規開発・追加・変更の理由	電子マネー納付の導入に伴い、納付義務者が電子マネー決済により納付した特別区民税・都民税等の決済種別を記録し納付状況を適正に管理するため。
新規開発・追加・変更の内容	納付サービス提供事業者から連携されるデータを保管するサーバからダウンロードする電子マネー決済による収納データにおいて、既存のコンビニ収納データにおける「小売業企業コード」および「収納店舗コード」に、電子マネー収納分5種の値が追加される。コンビニ収納データファイルから電子マネー収納分を抽出し、金額及び件数が一見して確認できるようディスプレイを追加作成する。
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	委託なし
新規開発・追加・変更の時期	<p>令和3年11月から同年12月 システム改修 (設計・構築)</p> <p>令和4年1月から同年2月 システム検証</p> <p>令和4年4月 電子マネー納付運用開始</p>

件名 電子マネー決済を活用した電子マネー納付の導入に伴う市町村事務処理標準システムの改修について

保有課 (担当課)	医療保険年金課
登録業務の名称	国民健康保険料
記録される情報項目 (だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<p>1 個人の範囲 国民健康保険料の納付義務者</p> <p>2 記録項目 【国民健康保険料収納管理ファイル】 個人番号、通知書番号、期別調定額、期別収納額、督促料調定額、督促料収納額、延滞金調定額、延滞金収納額、納期限、収納年月日、領収年月日、期別調定額内訳、賦課年度、対象年度、納期限変更履歴番号、履歴番号、変更前納期限、設定年月日、取消年月日、収納回数、納付書管理番号、前納報奨金、納付額、期別調定額合計、延滞金調定額合計、督促料調定額合計、納付額合計、コンビニバーコード情報、納付書番号、収納機関番号、マルチペイメントネットワーク納付番号、確認番号、納付区分、発行年月日、クレジット送信年月日、MPN 送信年月日、依頼データ件数合計、依頼データ金額合計、編集済氏名漢字、宛名郵便番号、宛名住所、更正調定額、更正内容、更正届出年月日、更正前調定額、調定額異動額、還付発生納付額、還付発生延滞金収納額、還付発生督促料収納額、還付済納付額、還付済延滞金収納額、還付済督促料収納額、権利者氏名カナ、権利者氏名漢字、郵便番号、住所、関連者個人番号、関連者備考、更正回数、還付台帳番号、還付台帳番号枝番、還付処理状態、過誤納金発生事由、還付先個人番号、還付先氏名カナ、還付先氏名漢字、還付先郵便番号、還付先住所、還付処理番号、金融機関、支店、口座名義人氏名、預金種別、口座番号、還付決議年月日、還付済年月日、確定延滞金履歴番号、確定延滞金、延滞金起算年月日、延滞金起算日数、調定年月日、還付取消回数、納管人優先個人番号、発送回数、延滞金、口振不能回数、納税計画整理番号、納税計画明細番号、振替結果、口振不能金額、振替年月日、取消回数、納通返戻公示履歴番号、納通返戻設定、納通返戻設定年月日、納通返戻取消、納通返戻取消年月日、返戻公示履歴番号、督促返戻設定、督促返戻設定年月日、督促返戻取消、督促返戻取消年月日、振替済</p> <p>※太字ゴシック (下線) が、電子マネー納付の導入により追加される情報項目</p> <p>3 記録するコンピュータ 市町村事務処理標準システム (以下、「標準システム」という)</p>

	<p>なお、標準システムに記録する収納データのレイアウトを変換するデータレイアウト変換システムには、データの記録は行わない。</p>
新規開発・追加・変更の理由	<p>電子マネー納付の導入に伴い、納付義務者が電子マネー決済により納付した国民健康保険料の決済種別を記録し納付状況を適正に管理するため。</p>
新規開発・追加・変更の内容	<p>電子マネー納付の収納データは、既存のコンビニ収納データの一部として作成され、データ内の「小売業企業コード」および「収納店舗コード」により、電子マネー納付の収納データであることを識別する仕組みとなっている。</p> <p>納付サービス提供事業者から受信したデータを保管するサーバからダウンロードする電子マネー納付の収納データを、データレイアウト変換システムにより変換した後、標準システムに納付情報として記録するため、標準システムで管理する納付区分に電子マネー納付（請求書払い）のコードを追加する。</p>
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	<p>委託なし</p>
新規開発・追加・変更の時期	<p>令和4年2月……………標準システムアップグレード版適用</p> <p>令和4年4月……………電子マネー納付に係る収納業務委託及び 導入時連動試験業務委託契約締結</p> <p>令和4年4月から同年5月……データ連携接続試験及び標準システム動作検証</p> <p>令和4年6月……………電子マネー納付運用開始</p>